

地域リハビリテーション支援拠点事業及びかわさき健幸UP！！プログラム事業
業務委託公募型プロポーザル企画提案説明書

1 件名

地域リハビリテーション支援拠点事業業務委託及びかわさき健幸UP！！プログラム事業

2 委託内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期限

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

事業所所在地

5 目的

(1) 地域リハビリテーション支援拠点事業

今後のさらなる要介護高齢者の増加を見据え、質の高い在宅医療・介護サービスを包括的かつ効率的に提供できるようにするため、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与する体制を構築し、サービスの質の向上と多様な分野の連携を促進する地域リハビリテーション支援拠点事業を実施する。

(2) かわさき健幸UP！！プログラム事業

介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、相談が寄せられた初期段階の要支援高齢者等に対して、リハビリ専門職の知見を活かし、状態改善等の動機づけや、生活習慣の改善等により対象者の日常生活の活動量を増やし、「希望する暮らし」に近づけるための支援を行うかわさき健幸UP！！プログラム事業を実施する。

上記両事業は密接な関係性を有しており、特に「かわさき健幸UP！！プログラム事業」は構築期であることから、同一事業者にて委託することにより効果的に事業を実施できる。なお、本事業は地域リハビリテーションに関する幅広い知識や経験、高い専門性が必要とされる。このため、価格のみで事業者を決定するのではなく、広く民間事業者から効果的な支援手法について提案を受けた上で決定する必要があるため、受託事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。

6 用語の定義

(1) 対象エリア

事業所から、自動車で概ね30分の範囲（市内に限る）

(2) 事業者

次のいずれかの法人を指す。

- ・医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院を設置している法人
- ・介護保険法（平成9年法律第23号）第8条第28項及び医療法第1条の6第1項に規定する「介護老人保健施設」を設置している法人

(3) 事業所

次のいずれかの事業所を指す。

- ・医療法第1条の5第1項に規定する「病院」
- ・介護保険法（平成9年法律第23号）第8条第28項及び医療法第1条の6第1項に規定する「介護老人保健施設」

(4) 地域の関係機関

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、かわさき健幸UP！！プログラム実施事業所等を指す。

7 業務内容

別紙仕様書のとおり。

8 契約方法・形態・概算額

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約、採択事業者数は最大12事業者。

(1) 地域リハビリテーション支援拠点事業（総価契約）

委託料 62,040,000円（1事業所あたり3年間最大）

(2) かわさき健幸UP！！プログラム事業（単価契約、非課税）

推定金額 9,897,000円（1事業所あたり3年間最大）

（内訳）

かわさき健幸UP！！プログラム（1事業所あたり）

96件 ×単価 100,000円（包括設定）＝ 9,600,000円

3件 ×単価 33,000円（月割り）＝ 99,000円

3件 ×単価 50,000円（包括設定・1（1）の事業従事時間中）＝ 150,000円

3件 ×単価 16,000円（月割り・1（1）の事業従事時間中）＝ 48,000円

消費税法第6条第1項別表第1第7号イ及び消費税法施行令第14条の2第3項12号並びに消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成24年3月31日厚生労働省告示第307号中）3で定める「法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業」に該当するため非課税とする。

9 提案書の提出者の資格

- (1) 市内に事業所を設置していること。
- (2) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年 6 月 29 日法律第 137 号）第 1 条第 3 項に規定する理学療法士、同法第 1 条第 4 項に規定する作業療法士、又は言語聴覚士法（平成 9 年 12 月 19 日法律第 132 号）第 2 条に規定する言語聴覚士を常勤で 3 名以上配置する事業所で、本委託業務を実施することができる法人であること。
- (3) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 本年度 4 月 1 日から起算して過去 2 年の間に、以下の規定による命令及び勧告を受けていないこと。
 - ・医療法第 64 条第 1 項及び同条第 2 項に定める命令、勧告
 - ・介護保険法第 103 条第 1 項に定める勧告、同条第 3 項に定める命令
 - ・介護保険法第 76 条の 2 に定める勧告、同条第 3 項に定める命令
 - ・介護保険法第 78 条の 9 に定める勧告、同条第 3 項に定める命令
 - ・介護保険法第 115 条の 8 に定める勧告、同条第 3 項に定める命令
- (6) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
- (7) 民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立をしていないこと。

10 スケジュール

内 容	実施主体	日 程
公募期間 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和6年1月10日(水)から
参加意向申出書等の受付 (以下、受付日)	提案者→市	令和6年1月10日(水)から1月17日(水)まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和6年1月19日(金)まで
質問書の受付	提案者→市	令和6年1月25日(木)まで
質問書への回答	市→提案者	令和6年1月29日(月)まで
提案書等の提出	提案者→市	令和6年2月2日(金)まで
プレゼンテーションの実施、 選定審査委員会	提案者	令和6年2月7日(水)午前 又は令和6年2月8日(木)午前
選定結果通知	市→提案者	プレゼンテーション、選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和6年3月上旬を予定
契約締結		令和6年4月1日付を予定
業務開始		令和6年4月～

11 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
(1)参加意向申出書提出時 令和6年1月17日(水)まで	1	参加意向申出書(様式1)	1部
	2	事業者概要書(様式2)	1部
	3	コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)	1部
	4	誓約書(様式4)	1部
(2)質問書提出時 令和6年1月25日(木)まで	1	質問書(様式6)	1部
(3)提案書提出時 令和6年2月2日(金)まで	1	提案書(様式7)	1部
	2	要件確認書(様式8)	1部
	3	見積書(様式9)	1部
	4	添付書類(任意・A4片面5枚まで)	1部

1.2 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。

なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること（以下、提出場所と同じ）。

また、期限までに提出しない団体等及び提案参加資格がないと認められた団体等は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和6年1月10日（水）から1月17日（水）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階
事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 専門支援担当 川上・永野
電話：044-200-3801 FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

1.1(1)のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 *郵送の場合は、受付期間内に必着

1.3 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和6年1月25日（木）午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式（様式6）を本市ホームページからダウンロードし、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市はすべての質問について令和6年1月29日（月）までに回答を行う

1.4 提案書等の作成

(1) 提案書の作成

提案書については次表の1～5について「提案書(様式7)」を使用し作成すること。

1～5については、プレゼンテーションを実施する。

内容を補完する図表等の資料の追加はA4片面5枚までの範囲内で認める。

項目	提案内容	
1 実施体制	(1) コーディネーターの経歴・活動実績	配置する人材の経歴・活動実績を記載すること。(複数人を予定する場合には全て記載)
	(2) かわさき健幸UP！！プログラム従事者の経歴・活動実績	
	(3) 実施体制 本委託業務の実施に係る事業責任者等の人員体制を記載すること。	
2 活動実績	(1) 患者・利用者等に対する支援 患者・利用者の自宅や地域での暮らしを支えるための工夫を具体的に記載すること。	
	(2) 地域の関係機関・施設・事業所等との連携 関係機関等との連携状況や、連携における工夫について記載すること。(※過去3年間の取組状況を記載)	
	(3) 地域住民に対する普及啓発等の取組 地域住民に対する地域リハビリテーションに係る普及啓発等の取組について、PRも含めて具体的に記載すること。(※過去3年間の取組状況を記載)	
3 対象エリアの現状と課題	(1) 患者・利用者等に関すること	把握している対象エリアの状況(強みや課題等)を記載すること。
	(2) 地域の関係機関や地域住民等に関すること	
	(3) 現状と課題を把握するための工夫 本委託業務の対象エリアの状況把握を目的とした情報収集の取組や工夫を記載すること。	
4 地域リハビリテーション支援拠点事業の実施計画	(1) 地域の関係機関に対する支援	地域リハビリテーション支援拠点の活動計画を具体的に記載すること。
	(2) 地域の関係機関との連携	
	(3) 地域住民に対する地域リハビリテーションの普及啓発等の取組	
5 かわさき健幸UP！！プログラム事業の実施計画	(1) 対象者に対する支援 かわさき健幸UP！！プログラム事業の活動計画を具体的に記載すること。	

(2) 要件確認書の作成について

要件確認書（様式 8）内の必要事項を記載すること。

(3) 見積書の作成

当業務委託の 3 年間の総額について、単位を円で記載すること。

提案上限額は、8（1）及び（2）を参照。

(4) 作成における注意事項等

① 提案書には表紙をつけ、表題、法人名、代表者名、事業所名、提出年月日を記載すること。

② 様式 7 については、提案書提出時に紙媒体に加え電子媒体でも提供すること（次の電子メールアドレスに電子メールにて送付でも可）。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること。

③ 提案書表紙及び見積書には、実印（代表者印）を押印すること。

④ 要件確認書及び見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

(5) その他注意事項等

① 見積書の見積金額が、1 4（3）業務概算額を超過する際は、失格とする。

② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。

③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加事業者の負担とする。また、提案書等の提出書類の著作権は、提案参加事業者に帰属する。

1 5 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

令和 6 年 2 月 2 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 12 階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 専門支援担当

(3) 提出書類

上記 1 1（3）のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 * 郵送の場合は提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却

しない。

1.6 プレゼンテーション等の実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和6年2月7日（水）午前、又は令和6年2月8日（木）午前

※プレゼンテーションの開催時間、開催場所及び発表時間については、提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書（様式7）1～6に基づき実施するものとする。プレゼンテーションは10分以内で行うこと。説明の際、プロジェクターの使用は不可とする。

また、提案者によるプレゼンテーション後、プレゼンテーションの内容について、10分程度の選定審査委員による質問時間を設ける予定である。

1.7 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託団体等の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点する。詳細は、「第2期地域リハビリテーション支援拠点事業業務委託受託予定者の選定基準」を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1.8 契約の手続き等

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができる。

1.9 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2.0 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 専門支援担当 川上・永野

電話 044 (200) 3801 メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp